

第22回食品の表示に関する共同会議配付資料(抜粋)

資料2-1 遺伝子組換え表示対象品目の見直しについて

資料2-2 食品衛生法施行規則新旧対照表

資料2-3 遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準
第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の
規定に基づく農林水産大臣の定める基準新旧対照表

参考資料2-1 手続きに係るスケジュールについて

参考資料2-2 アルファルファの概要

参考資料2-3 内閣府 食品安全委員会 「ランドアップ・レディ・アルファルファJ101系統、J163系統」
の食品健康影響評価に関する審議結果(案)についてのご意見・情報についてのプレスリリース

参考資料2-4 安全性審査の手続きを経た遺伝子組換え食品一覧(平成16年12月9日現在)
審査継続中の遺伝子組換え食品一覧
(平成16年12月9日現在)

参考資料2-5 遺伝子組換え表示の概要

参考資料2-6 遺伝子組換え表示の根拠法令

- ①食品衛生法施行規則(昭和23年7月13日厚生省令第23号)(抜粋)
- ②遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準(平成12年3月31日農林水産省告示第517号)

参考資料2-7 表示対象品目見直しの進め方について(第1回農林水産省農林物資規格調査会遺伝子組換え食品部会資料1より抜粋)(平成13年7月16日)

平成17年3月23日
食品の表示に関する共同会議

遺伝子組換え表示の対象品目の見直しについて（案）

1. これまでの見直し経緯

遺伝子組換え食品の表示については、平成13年4月より、「食品衛生法」に基づく「食品衛生法施行規則（以下「規則」という。）第21条及び「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という。）」に基づく「遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（以下「基準」という。）」により、表示が義務づけられている。

遺伝子組換え食品の表示対象品目については、規則別表第7及び基準別表1、別表2に掲げられているが、基準附則第2項では、1年ごとに見直しを行うこととされており、平成12年3月に基準が制定されて以来、「表示対象品目の見直しの進め方について」（参考資料2-7）に従って、これまで毎年必要な見直しを行ってきているところである。

平成12年度	高オレイン酸遺伝子組換え大豆及びその加工品を表示義務対象品目に追加。 (農林物資規格調査会部会(平成13年2月))
平成13年度	・ ばれいしょ加工品を表示義務対象品目に追加。 (農林物資規格調査会遺伝子組換え食品部会(平成13年7月及び10月))
平成14年度	・ 見直しについて検討した結果、新たな品目の追加、変更は行わず。 (第3回食品の表示に関する共同会議(平成15年2月))
平成15年度	・ 見直しについて検討した結果、新たな品目の追加、変更は行わず。 (第14回食品の表示に関する共同会議(平成16年3月))

現在、大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実の5つの農産物と、これを原材料とする加工食品のうち30食品群が遺伝子組換え表示の対象となっている。（参考資料2-5）

2. 16年度の見直しの方向

平成16年度は、遺伝子組換えアルファルファが、新たに食品としての安全性審査が行われている等の状況等を踏まえ、以下のとおり表示対象品目の追加を行うことが適当である。

＜表示対象品目の追加＞

- ① 農産物として、「アルファルファ」を追加する。
- ② 加工食品として、「アルファルファを主な原材料とするもの」を追加する。

アルファルファが食品用として用いられる場合、いわゆるスプラウト（もやし）のほか、アルファルファもやしと別のカット野菜を混合したカット野菜ミックスやアルファルファを乾燥させて茶にしたもの等が考えられる。

<参考>安全性審査の状況

開発者によれば、我が国の安全性審査（食品、飼料、環境）の手続きがすべて終了した時点（早ければ平成17年度中に終了する予定）で米国での商業栽培を開始する予定であるとのこと

（1）食品としての安全性

遺伝子組換えアルファルファは、飼料用として開発されたものであるが、今後商業栽培が進めば、意図せざる混入等により、食品用として流通する可能性を否定できない※ことから、食品安全委員会において、食品としての安全性について審査が行われているところ。

※開発者によれば、今回開発された品種は、飼料用として着色し販売する等により、明確に食用の種子とは分離して流通させる予定であることから、仮に遺伝子組換えアルファルファの商業栽培が始まつたとしても、食品用アルファルファに遺伝子組換え種子が混入する可能性は極めて低いと考えられる。

平成16年10月1日 厚生労働省より食品安全委員会に対し遺伝子組換えアルファルファの食品健康影響評価依頼

平成16年10月7日 同委員会において議論開始

平成17年2月15日 同委員会遺伝子組換え食品専門調査会において「ヒトの健康をそこなうおそれはない」との評価結果（案）が取りまとめられる

平成17年2月24日 同日より1ヶ月間のパブリックコメントが開始

今後、パブリックコメントを踏まえて、食品安全委員会から最終的な評価結果がとりまとめられる予定。

（2）飼料としての安全性

農業資材審議会において平成17年2月から飼料としての安全性を審査中。

なお、今後、食品安全委員会に対し、食品健康影響評価を依頼予定。

（3）環境への安全性（カルタヘナ法のもとでは生物多様性への影響を評価）

遺伝子組換えアルファルファ2系統については、旧「農林水産分野等における組換え体の利用のための指針」のもとで隔離試験における安全性は既に確認済である。

カルタヘナ法のもとでこれら2系統とそれらを掛け合わせた系統の一般的使用のための承認申請があり、生物系多様性影響評価検討会において、平成16年7月から生物の多様性の影響について審査中。

○食品衛生法施行規則（昭和二十三年省令第二十三号）

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案

別表第七（第二十一条関係）

作物	加工食品
大豆（枝豆及び 大豆もやしを含 む。）	一 豆腐類及び油揚げ類 二 凍豆腐、おから及びゆば
三 納豆	
四 豆乳類	
五 みそ	
六 大豆煮豆	
七 大豆缶詰及び大豆瓶詰	
八 きな粉	
九 大豆いり豆	
十 第一号から前号までに掲げるものを主な原材料 とするもの	

現 行

別表第七（第二十一条関係）

作物	加工食品
大豆（枝豆及び 大豆もやしを含 む。）	一 豆腐類及び油揚げ類 二 凍豆腐、おから及びゆば
三 納豆	
四 豆乳類	
五 みそ	
六 大豆煮豆	
七 大豆缶詰及び大豆瓶詰	
八 きな粉	
九 大豆いり豆	
十 第一号から前号までに掲げるものを主な原材料 とするもの	

		十一 調理用の大豆を主な原材料とするもの 十二 大豆粉を主な原材料とするもの 十三 大豆たんぱくを主な原材料とするもの 十四 枝豆を主な原材料とするもの 十五 大豆もやしを主な原材料とするもの
	とうもろこし	一 コーンスナック菓子 二 コーンスターち 三 ポップコーン 四 冷凍とうもろこし 五 とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰 六 コーンフラワーを主な原材料とするもの 七 コーングリッツを主な原材料とするもの（コーンフレークを除く。） 八 調理用のとうもろこしを主な原材料とするもの 九 第一号から第五号までに掲げるものを主な原料とするもの
五一 調理用のばれいしょを主な原材料とするもの	ばれいしょ	一 ポテトスナック菓子 二 乾燥ばれいしょ 三 冷凍ばれいしょ 四 ばれいしょでん粉

		十一 調理用の大豆を主な原材料とするもの 十二 大豆粉を主な原材料とするもの 十三 大豆たんぱくを主な原材料とするもの 十四 枝豆を主な原材料とするもの 十五 大豆もやしを主な原材料とするもの
	とうもろこし	一 コーンスナック菓子 二 コーンスターち 三 ポップコーン 四 冷凍とうもろこし 五 とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰 六 コーンフラワーを主な原材料とするもの 七 コーングリッツを主な原材料とするもの（コーンフレークを除く。） 八 調理用のとうもろこしを主な原材料とするもの 九 第一号から第五号までに掲げるものを主な原料とするもの
五一 調理用のばれいしょを主な原材料とするもの	ばれいしょ	一 ポテトスナック菓子 二 乾燥ばれいしょ 三 冷凍ばれいしょ 四 ばれいしょでん粉

六 第一号から第四号までに掲げるものを主な原材料とするもの

菜種	綿実	アルファルファ	アルファルファを主な原材料とするもの

六 第一号から第四号までに掲げるものを主な原材料とするもの

菜種	綿実

遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準
 (平成12年3月31日農林水産省告示第517号)の一部改正新旧対照表(案)

改 正 案	現 行																		
遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準 (適用の範囲) 第1条 [略] (定義) 第2条 [略]	遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準 (適用の範囲) 第1条 この基準は、加工食品品質表示基準第2条に規定する加工食品及び生鮮食品品質表示基準第2条に規定する生鮮食品に適用する。 (定義) 第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th><th>定義</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象農産物</td><td>組換えDNA技術(酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNAを作製し、それを生細胞に移入し、増殖させる技術。以下同じ。)を用いて生産された農産物の属する作目であって別表1に掲げるものをいう。</td></tr> <tr> <td>遺伝子組換え農産物</td><td>対象農産物のうち組換えDNA技術を用いて生産された農産物をいう。</td></tr> <tr> <td>非遺伝子組換え農産物</td><td>対象農産物のうち遺伝子組換え農産物でないものをいう。</td></tr> <tr> <td>特定遺伝子組換え農産物</td><td>対象農産物のうち組換えDNA技術を用いて生産されたことにより、組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なる農産物をいう。</td></tr> <tr> <td>非特定遺伝子組換え農産物</td><td>対象農産物のうち特定遺伝子組換え農産物でないものをいう。</td></tr> <tr> <td>分別生産流通管理</td><td>遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいう。</td></tr> <tr> <td>特定分別生産流通管理</td><td>特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいう。</td></tr> <tr> <td>主な原材料</td><td>原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が5%以上のものをいう。</td></tr> </tbody> </table>	用語	定義	対象農産物	組換えDNA技術(酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNAを作製し、それを生細胞に移入し、増殖させる技術。以下同じ。)を用いて生産された農産物の属する作目であって別表1に掲げるものをいう。	遺伝子組換え農産物	対象農産物のうち組換えDNA技術を用いて生産された農産物をいう。	非遺伝子組換え農産物	対象農産物のうち遺伝子組換え農産物でないものをいう。	特定遺伝子組換え農産物	対象農産物のうち組換えDNA技術を用いて生産されたことにより、組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なる農産物をいう。	非特定遺伝子組換え農産物	対象農産物のうち特定遺伝子組換え農産物でないものをいう。	分別生産流通管理	遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいう。	特定分別生産流通管理	特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいう。	主な原材料	原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が5%以上のものをいう。
用語	定義																		
対象農産物	組換えDNA技術(酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNAを作製し、それを生細胞に移入し、増殖させる技術。以下同じ。)を用いて生産された農産物の属する作目であって別表1に掲げるものをいう。																		
遺伝子組換え農産物	対象農産物のうち組換えDNA技術を用いて生産された農産物をいう。																		
非遺伝子組換え農産物	対象農産物のうち遺伝子組換え農産物でないものをいう。																		
特定遺伝子組換え農産物	対象農産物のうち組換えDNA技術を用いて生産されたことにより、組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なる農産物をいう。																		
非特定遺伝子組換え農産物	対象農産物のうち特定遺伝子組換え農産物でないものをいう。																		
分別生産流通管理	遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいう。																		
特定分別生産流通管理	特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいう。																		
主な原材料	原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が5%以上のものをいう。																		
(表示の方法) 第3条 [略]	(表示の方法) 第3条 対象農産物を原材料とする加工食品(これを原材料とする加工食品を含む。)のうち次の各号に掲げるものの表示に際しては、製造業者、加工包装業者又は輸入業者(販売業者が製造業者又は																		

加工包装業者との合意等により製造業者又は加工包装業者に代わってその品質に関する表示を行うこととなっている場合にあっては、当該販売業者)は、加工食品品質表示基準第4条に規定するものほか、その容器又は包装に次の各号に規定するところにより、対象農産物について記載しなければならない。ただし、容器又は包装の面積が30㎠以下である場合は、この限りでない。

(1) 加工工程後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたたん白質が残存する加工食品として別表2の左欄に掲げるもの(次号に掲げるものを除く。)

ア 分別生産流通管理が行われたことを確認した遺伝子組換え農産物である別表2の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、加工食品品質表示基準第3条第6項の規定にかかわらず、当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換えのものを分別」、「遺伝子組換え」等分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を記載すること。

イ 生産、流通又は加工のいずれかの段階で遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない別表2の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、加工食品品質表示基準第3条第6項の規定にかかわらず、当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換え不分別」等遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を記載すること。

ウ 分別生産流通管理が行われたことを確認した非遺伝子組換え農産物である別表2の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、当該原材料名を記載するか、当該原材料が1種類のみである場合には加工食品品質表示基準第3条第6項の規定により原材料名を省略するか、又は当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換えでないものを分別」、「遺伝子組換えでない」等分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物である旨を記載すること。

(2) 別表3の左欄に掲げる形質を有する特定遺伝子組換え農産物を含む同表の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする加工食品(これを原材料とする加工食品を含む。)であって同表の中欄に掲げるもの

ア 特定分別生産流通管理が行われたことを確認した特定遺伝子組換え農産物である別表3の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、加工食品品質表示基準第3条第6項の規定にかかわらず、当該原材料名の次に括弧を付して「〇〇〇遺伝子組換えのものを分別」、「〇〇〇遺伝子組換え」(〇〇〇は、同表の左欄に掲げる形質)等特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨を記載すること。

イ 特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された別表3の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、加工食品品質表示基準第3条第6項の規定にかかわらず、当該原材料名の次に括弧を付して「〇〇〇遺伝子組換えのものを混合」(〇〇〇は、同表の左欄に掲げる形質)等特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物である旨を記載すること。この場合において、「〇〇〇遺伝子組換えのものを混合」等の文字の次に括弧を付して、当該特定遺伝子組換え農産物が同一の作目に属する対象農産物に占める重量の割合を記載することができる。

2 対象農産物の表示に際しては、販売業者は、生鮮食品品質表示基準第4条に規定するもののほか、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 次号に掲げるものの以外の対象農産物

ア 分別生産流通管理が行われたことを確認した遺伝子組換え農産物である対象農産物の場合と、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「遺伝子組換えのものを分別」、「遺伝子組換え」等分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を記載すること。

(表示が不要な加工食品)

第4条 [略]

イ 生産又は流通のいずれかの段階で遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「遺伝子組換え不分別」等遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を記載すること。

ウ 分別生産流通管理が行われたことを確認した非遺伝子組換え農産物である対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称を記載するか、又は当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「遺伝子組換えでないものを分別」、「遺伝子組換えでない」等分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物である旨を記載すること。

(2) 別表3の左欄に掲げる形質を有する特定遺伝子組換え農産物を含む同表の右欄に掲げる対象農産物

ア 特定分別生産流通管理が行われたことを確認した特定遺伝子組換え農産物である別表3の右欄に掲げる対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「〇〇〇遺伝子組換えるのを分別」、「〇〇〇遺伝子組換え」(〇〇〇は、同表の左欄に掲げる形質)等特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨を記載すること。

イ 特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された別表3の右欄に掲げる対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「〇〇〇遺伝子組換えるのを混合」(〇〇〇は、同表の左欄に掲げる形質)等特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物である旨を記載すること。この場合において、「〇〇〇遺伝子組換えるのを混合」等の文字の次に括弧を付して、当該特定遺伝子組換え農産物が同一の作目に属する対象農産物に占める重量の割合を記載することができる。

3 分別生産流通管理を行ったにもかかわらず、意図せざる遺伝子組換え農産物又は非遗伝子組換え農産物の一定の混入があった場合においても、第1項第1号ア若しくはウ又は前項第1号ア若しくはウの確認が適切に行われている場合には、第1項又は前項の規定の適用については、分別生産流通管理が行われたことを確認したものとみなす。

4 特定分別生産流通管理を行ったにもかかわらず、意図せざる特定遺伝子組換え農産物又は非遗特定遺伝子組換え農産物の一定の混入があった場合においても、第1項第2号ア又は第2項第2号アの確認が適切に行われている場合には、第1項又は第2項の規定の適用については、特定分別生産流通管理が行われたことを確認したものとみなす。

(表示が不要な加工食品)

第4条 別表2及び別表3に掲げる加工食品の原材料のうち、対象農産物又はこれを原材料とする加工食品であって主な原材料でないものについては、分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物若しくは非遗伝子組換え農産物である旨、遺伝子組換え農産物及び非遗伝子組換え農産物が分別されていない旨、特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨又は特定遺伝子組換え農産物及び非遗特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物である旨の表示(以下「遺伝子組換えに関する表示」という。)は不要とする。ただし、これらの原材料について遺伝子組換えに関する表示を行う場合には、前条第1項、第3項及び第4項の規定の例によりこれを記載しなければならない。

2 対象農産物を原材料とする加工食品であって別表2及び別表3に掲げる加工食品以外のものの対象農産物である原材料については、遺伝子組換えに関する表示は不要とする。ただし、当該原材料について遺伝子組換えに関する表示を行う場合には、前条第1項及び第3項の規定の例によりこれを記載しなければならない。

(表示禁止事項)

第5条 [略]

別表1 (第2条関係)

- 1 大豆 (枝豆及び大豆もやしを含む。)
- 2 とうもろこし
- 3 ばれいしょ
- 4 なたね
- 5 細実
- 6 アルファアルファ

別表2 (第3条関係)

加工食品	対象農産物
1 豆腐・油揚げ類	大豆
2 凍豆腐、おから及びゆば	大豆
3 納豆	大豆
4 豆乳類	大豆
5 みそ	大豆
6 大豆煮豆	大豆
7 大豆缶詰及び大豆瓶詰	大豆
8 きな粉	大豆
9 大豆いり豆	大豆
10 第1号から第9号までに掲げるものを主な原材料とするもの	大豆
11 大豆 (調理用) を主な原材料とするもの	大豆
12 大豆粉を主な原材料とするもの	大豆
13 大豆たん白を主な原材料とするもの	大豆
14 枝豆を主な原材料とするもの	枝豆
15 大豆もやしを主な原材料とするもの	大豆もやし
16 コーンスナック菓子	とうもろこし
17 コーンスター	とうもろこし
18 ポップコーン	とうもろこし
19 冷凍とうもろこし	とうもろこし
20 とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰	とうもろこし
21 コーンフラワーを主な原材料とするもの	とうもろこし
22 コーングリッツを主な原材料とするもの (コーンフレークを除く。)	とうもろこし
23 とうもろこし (調理用) を主な原材料とするもの	とうもろこし

(表示禁止事項)

第5条 加工食品品質表示基準第6条及び生鮮食品品質表示基準第6条に規定する表示禁止事項のか、組換えDNA技術を用いて生産された農産物の属する作目以外の作目及びこれを原材料とする加工食品にあっては、当該農産物に関し遺伝子組換えでないことを示す用語は、これを表示してはならない。

別表1 (第2条関係)

- 1 大豆 (枝豆及び大豆もやしを含む。)
- 2 とうもろこし
- 3 ばれいしょ
- 4 なたね
- 5 細実

別表2 (第3条関係)

加工食品	対象農産物
1 豆腐・油揚げ類	大豆
2 凍豆腐、おから及びゆば	大豆
3 納豆	大豆
4 豆乳類	大豆
5 みそ	大豆
6 大豆煮豆	大豆
7 大豆缶詰及び大豆瓶詰	大豆
8 きな粉	大豆
9 大豆いり豆	大豆
10 第1号から第9号までに掲げるものを主な原材料とするもの	大豆
11 大豆 (調理用) を主な原材料とするもの	大豆
12 大豆粉を主な原材料とするもの	大豆
13 大豆たん白を主な原材料とするもの	大豆
14 枝豆を主な原材料とするもの	枝豆
15 大豆もやしを主な原材料とするもの	大豆もやし
16 コーンスナック菓子	とうもろこし
17 コーンスター	とうもろこし
18 ポップコーン	とうもろこし
19 冷凍とうもろこし	とうもろこし
20 とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰	とうもろこし
21 コーンフラワーを主な原材料とするもの	とうもろこし
22 コーングリッツを主な原材料とするもの (コーンフレークを除く。)	とうもろこし
23 とうもろこし (調理用) を主な原材料とするもの	とうもろこし

2 4 第16号から第20号までに掲げるものを主な原材料とするもの	とうもろこし
2 5 冷凍ばれいしょ	ばれいしょ
2 6 乾燥ばれいしょ	ばれいしょ
2 7 ばれいしょでん粉	ばれいしょ
2 8 ポテトスナック菓子	ばれいしょ
2 9 第25号から第28号までに掲げるものを主な原材料とするもの	ばれいしょ
3 0 ばれいしょ(調理用)を主な原材料とするもの	ばれいしょ
3 1 アルファルファを主な原材料とするもの	アルファルファ

別表3(第3条関係)

[略]

附 則(平成12年3月31日農林水産省告示第517号)

[略]

附 則(平成13年9月28日農林水産省告示第1335号)

[略]

附 則(平成14年2月22日農林水産省告示第334号)

[略]

附 則(平成〇〇年〇月〇〇日農林水産省告示第〇〇〇号)

(施行期日)

この告示は、公布の日から施行する。

2 4 第16号から第20号までに掲げるものを主な原材料とするもの	とうもろこし
2 5 冷凍ばれいしょ	ばれいしょ
2 6 乾燥ばれいしょ	ばれいしょ
2 7 ばれいしょでん粉	ばれいしょ
2 8 ポテトスナック菓子	ばれいしょ
2 9 第25号から第28号までに掲げるものを主な原材料とするもの	ばれいしょ
3 0 ばれいしょ(調理用)を主な原材料とするもの	ばれいしょ

別表3(第3条関係)

形 質	加 工 食 品	対象農産物
高オレイン酸	1 大豆を主な原材料とするもの(脱脂されたことにより、左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。) 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの	大豆

附 則(平成12年3月31日農林水産省告示第517号)

1 この告示は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成11年法律第108号)の施行の日から施行し、平成13年4月1日以後に製造、加工又は輸入される加工食品及び同日以後に販売される生鮮食品に適用する。

2 別表1及び別表3に掲げる対象農産物並びに別表2及び別表3に掲げる加工食品については、新たな遺伝子組換え農産物の商品化、遺伝子組換え農産物の流通及び原料としての使用の実態、組換えられたDNA及びこれによって生じたたん白質の除去並びに分解の実態、検出方法の進歩等に関する新たな知見、消費者の関心等を踏まえ、1年ごとに見直しを行うものとする。

3 前項に規定するもののほか、生鮮食品及び加工食品を生産、製造、流通及び加工する場合における遺伝子組換え農産物及びこれを原材料とする加工食品の取扱いの状況、国際的な規格の検討の状況等を踏まえつつ、この告示について必要な見直しを行うものとする。

附 則(平成13年9月28日農林水産省告示第1335号)

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 平成13年12月31日以前に製造、加工又は輸入される加工食品及び同日以前に販売される生鮮食品の品質に関する表示については、なお従前の例によることができる。

附 則(平成14年2月22日農林水産省告示第334号)

1 この告示は、公示の日から施行する。

2 平成14年12月31日以前に製造、加工又は輸入される加工食品の品質に関する表示については、なお従前の例によることができる。